国立市役所福祉総務課 研修について

1. 研修の種類

主に公益財団法人東京都福祉保健財団が実施している以下の研修

- (1) 福祉事務所地区担当員(新任)研修
 - ・目的 経験1年未満の福祉事務所地区担当員等が、生活保護業務に携わっていく上で必要とされる基礎的知識・援助技術・心構え等を修得し、職務遂行能力の向上を図る。

対象

- (ア) 福祉事務所で生活保護業務に携わる経験1年未満の地区担当員及び面 接相談員
- (イ) 福祉事務所で生活保護業務に携わる経験1年未満の査察指導員で、所属長が特に推薦する職員
- (ウ) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等従事者
- 内容(講師)
- (ア) 基礎から学ぼう生活保護制度(大学教授)
- (イ) 生活保護制度のあらましとケースワークのポイント(東京都福祉保健局保護課保護担当)
- (ウ) 保護の決定実施(東京都福祉保健局保護課職員)
- (エ)廃止について(東京都福祉保健局保護課職員)
- (オ) 生活保護受給者の自立支援 (東京都福祉保健局保護課職員)
- (カ) 対人援助の基礎知識 (大学教授)
- (キ)被保護者とのかかわりとケース記録のあり方(都内福祉事務所査察指導員)
- 出席実績 H28 年度 3 名、H29 年度 5 名、H30 年度 3 名

(2) 福祉事務所査察指導員(新任)研修

- ・目的 福祉事務所の査察指導員が、職務を遂行する上で必要な知識・技術 等を修得することを目的とする。
- ・対象
- (ア) 経験1年未満の福祉事務所査察指導員
- (イ) 本研修を受講していない福祉事務所査察指導員
- (ウ) 一部科目の受講を希望する福祉事務所査察指導員
- 内容(講師)
- (ア) 査察指導員の役割(東京都福祉保健局保護課指導担当)

- (イ) 被保護者の自立支援とは(東京都福祉保健局保護課保護担当)
- (ウ) 査察指導員の実際(都内福祉事務所査察指導員)
- (エ) 生活保護制度の現状と課題(東京都福祉保健局保護担当
- (オ) 精神障害者の理解と援助(臨床心理士)
- (カ) 医療扶助と介護扶助の理解と実務(都内福祉事務所医療担当係長)
- (キ) アルコール等依存症者への支援について(都内福祉事務所査察指導員、当事者グループ代表者)
- (ク) 精神障害者の理解と援助について (医療機関院長)
- 出席実績 H28 年度 0 名、H29 年度 1 名、H30 年度 1 名

(3) 福祉事務所地区担当員(現任)研修

- ・目的 地区担当員及び面接相談員として一定の経験を経た現任職員が、生活保護を巡る行政課題等についての理解を深め、職務遂行能力の一層の向上を図る。
- 対象
- (ア) 福祉事務所で生活保護行政に携わる経験1年以上の地区担当員及び面 接相談員
- 内容(講師)
- (ア) 精神障害者への理解と援助 (医療機関相談員)
- ・出席実績 各年度0名

(4) 福祉事務所査察指導員(現任)研修

- ・目的 福祉事務所の査察指導員が、生活保護に係る諸問題について理解を 深め、職務遂行能力の一層の向上を図る。
- 対象
- (ア)経験1年以上の福祉事務所査察指導員
- (イ) 経験1年未満の福祉事務所査察指導員で本研修の受講を希望する者
- (ウ) 一部科目の受講を希望する福祉事務所査察指導員
- 内容(講師)
- (ア) 困難ケース等への具体的対応(都内福祉事務所査察指導員)
- (イ) 部下を支えるためのメンタルヘルスの知識 (医師)
- (ウ) 福祉事務所におけるスーパービジョン(大学教授)
- (エ)福祉事務所長からみた期待する査察指導員像(都内福祉事務所生活保護所管課長)
- 出席実績 H28 年度1名、H29 年度1名、H30 年度0名

(5) 自立支援関係研修会(被保護精神障害者等の退院促進)

- ・目的 健康管理支援員、地区担当員等、被保護精神障害者の退院に直接携 わる職員が退院促進について、理解を深め支援技術の修得を図る。
- 対象 福祉事務所において被保護精神障害者等の退院促進に携わる職員

- 内容(講師)
- (ア)被保護精神障害者等の退院促進について (大学教授)
- (イ) 地域の社会資源を活用して (精神保健福祉士)
- 出席実績 H28 年度1名、H29 年度1名、H30 年度1名
- (6) 自立支援関係研修会(被保護者健康管理支援事業:生活習慣病の重症化 予防等)
 - ・目的 健康管理支援員等、被保護者の生活習慣病予防に携わる職員の生活 習慣病予防についての理解を深める。
 - ・対象 福祉事務所において被保護者健康管理支援事業に携わる職員及び同 事業の導入を検討している福祉事務所の職員
 - 内容(講師)
 - (ア) 生活習慣病の重症化予防等について(厚生労働省援護局保護課)
 - 出席実績 H28 年度 1 名、H29 年度 1 名、H30 年度 1 名

(7) 生活保護行政主管課長研修

- ・目的 生活保護の動向及び福祉事務所の今日的課題について理解を深める とともに、福祉事務所長として、これらを踏まえた福祉事務所運営 並びに職員の資質向上を図る。
- 対象
- (ア) 福祉事務所長等生活保護行政主管課長
- (イ) 区市の福祉関係部課の管理職で聴講を希望する者
- 内容(講師)
- (ア) 生活保護業務の事務改善-引継ぎ書とアラーとリスト(都内福祉事務所生活保護担当課長)
- (イ) 福祉事務所をより良くするために-調査結果から見えてきた課題-(大学教授)
- (ウ) 生活保護施行事務の課題 (東京都福祉保健局保護課長)
- ・出席実績 H28 年度 0 名、H29 年度 1 名、H30 年度 1 名

(8) 福祉行政課題別研修

- ・目的 生活保護行政に携わる福祉事務所職員等を対象に、今日的な課題に ついての理解を深めることにより、適切な支援を行うための職務遂 行能力の向上を図る。
- ・対象
- (ア) 福祉事務所査察指導員
- (イ) 福祉事務所地区担当員
- (ウ) 福祉事務所面接相談員
- 内容
- (ア) 審査請求事例から見えてくるもの

- (イ) 精神障害者の理解及び支援について
- (ウ) 女性への援助と関係機関の連携について
- (エ) 児童への援助と関係機関の連携について
- (オ)暴力団排除活動について
- (カ) 医療扶助の動向と適正給付について
- (キ) 移送の給付について
- (ク) 治療材料の給付について
- (ケ) 施術の適正給付について
- (コ) 介護扶助の適正給付について
- · 出席実績 H28 年度 5 名、H29 年度 5 名、H30 年度 2 名

(9) 福祉事務所面接相談員(生活保護担当)研修

- ・目的 福祉事務所の面接相談員が、福祉の諸制度や生活保護の受給要件等 の取扱いについて実務的な知識を深めるとともに、具体的な援助・助言及 び的確で決め細やかな対応ができるよう職務を遂行する上で必要な知識の 修得を図る。
- 対象
- (ア)福祉事務所の面接相談員
- (イ) 面接相談員を置かない福祉事務所においては、面接相談を行う地区担 当員及び査察指導員
- 内容
- (ア) 面接相談の基本的考え方 (東京都福祉保健局保護課)
- (イ) 面接相談の援助技術 (大学教授)
- (ウ) 面接相談の実際(都内福祉事務所面接担当係長)
- (エ) 実務研究(東京都福祉保健局保護課)
- · 出席実績 H28 年度 3 名、H29 年度 3 名、H30 年度 3 名

2. 受講について

対象者となる職員の希望のほか、査察指導員・管理職が必要と判断した職員を推薦し受講させている。

3. その他

他に随時、病院・関係機関から研修の案内があった際には参加を検討しているが、定期的に参加している研修はない。